

令和5年度 第3回浜松市営住宅管理運営委員会

浜松市営住宅条例の一部改正について（報告）

管理グループ・北部住宅管理事務所

連帯保証人の規定の削除・市営芋堀団地の用途廃止

連帯保証人の規定及び市営芋堀団地の用途廃止に伴い、本条例より削除した。

《改正内容》

- ・市営住宅の入居者の資格として規定する連帯保証人を削除した。
- ・芋堀団地の用途廃止に伴い、市営住宅の名称及び位置を定めた別表第1の1から当該団地の項を削除した。

《改正スケジュール》

○令和6年2月定例会

- ・令和6年2月16日：浜松市議会本会議に議案上程
- ・令和6年2月19日：建設消防委員会にて関係議案審査
- ・令和6年2月27日：浜松市議会本会議に議案採決

※浜松市営住宅条例の一部を改正する条例を公布

《要綱・要領の制定等》

- ・新たに緊急連絡人の選任を求めるため、市営住宅緊急連絡人取扱要領を制定

《条例改正日》 令和6年4月1日